

土 総 第 5 4 1 号  
令和3年10月27日

総 務 部 営 繕 課 長 様  
各 県 民 セ ン タ ー 長 様  
隠 岐 支 庁 県 民 局 長 様  
隠 岐 支 庁 農 林 水 産 局 長 様  
隠 岐 支 庁 県 土 整 備 局 長 様  
防 災 部 消 防 総 務 課 長 様  
農 林 水 産 部 各 課 長 様  
各 農 林 水 産 振 興 セ ン タ ー 所 長 様  
土 木 部 各 課 長 様  
各 県 土 整 備 事 務 所 長 様  
浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所 長 様  
浜 田 港 湾 振 興 セ ン タ ー 長 様  
出 雲 空 港 管 理 事 務 所 長 様  
宍 道 湖 流 域 下 水 道 管 理 事 務 所 長 様

土 木 部 長  
(土木総務課建設産業対策室)

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る主任技術者の専任及び  
現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて (通知)

このことについて、今後、災害復旧工事の本格的な発注が見込まれることから、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

#### 記

#### 1. 主任技術者の専任に係る取扱いについて

別紙1の通り

#### 2. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

別紙2の通り

「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」(平成29年10月23日付け土総第518号)  
の通知の緩和

#### 3. 適用対象

令和3年10月27日以降に県が入札公告・指名通知する、令和3年度に発生した豪雨等に  
伴う災害復旧工事(改良復旧工事を含む。)に限る。

なお、上記取扱いを取りやめる(若しくは変更等する)際には、別途通知する。